

## だまされないための「10のご注意」

### ① 安易な儲け話はありません。

- ✓ 一切関わらないで下さい。
- ✓ 儲け話を全くの他人に紹介することは通常考えられません。

### ② 突然の勧誘電話に応じてはいけません。

- ✓ 曖昧な断り方をせず、不用であるときっぱり断り、直ちに切って下さい。
- ✓ ナンバーディスプレイにすることや、留守番電話にすることが有効です。

### ③ 見知らぬ業者からの配達物は無視してください。

- ✓ 不審な郵便物の到着前後に、悪質業者から電話がかかってくる。
- ✓ 立派なパンフレット、高配当などにだまされないで下さい。

### ④ 投資被害を回復する都合の良い業者は、存在しません。

- ✓ 被害を取り戻すつもりが、手数料支払い等で更なる被害にあいます。
- ✓ 一度だまされると、悪質業者は様々な手口で、再度狙ってきます。

### ⑤ 公的機関が投資勧誘に関与することはありません。

- ✓ 公的機関を騙った被害回復型の手口が増加しております。
- ✓ 業者が伝える二セの公的機関等の電話番号にかけてはいけません。

### ⑥ 「未公開株…」という勧誘は、悪質業者からの電話です。

- ✓ 未公開株の売買を行う業者は、金融商品取引業の登録が必要です。
- ✓ 正規な金融商品取引業者であっても、加盟する日本証券業協会規則により、原則、未公開株の勧誘を禁止しています。

世間話、身の上話から詐欺が始まります！

丁寧な電話対応は業者の思うツボです！

だまされたお金を取り戻すことは困難です！

**だまされないで！  
危ない勧誘**  
未公開株、社債、ファンド

## だまされないための「10のご注意」

### ⑦ よくわからない商品に手を出してはいけません。

- ✓ ファンド、海外商品等は、複雑な仕組みとなっています。
- ✓ 海外業者が日本居住者と取引をするには、金融商品取引業の登録が必要です。だまされた後に海外業者を追い詰めることは困難です。

### ⑧ 「自分だけは大丈夫」と思わないでください。

- ✓ 職歴や知識に関係なく、被害が発生しています。
- ✓ 悪質業者は、好意的かつ言葉巧みに、紳士的な勧誘を行います。

### ⑨ 一人で悩まず、早く相談してください。

- ✓ 不審に思ったら、被害が拡大する前に相談することが重要です。
- ✓ 日常的に接している周りの方々が変化に気付くことが大切です。

### ⑩ お金を振り込んでしまったら、すぐに警察等にご相談を。

- ✓ 振り込んだ悪質業者の口座を凍結するためにも、すぐに、最寄りの警察、消費生活相談窓口にご相談ください。

おいしいちゃん おばあちゃん  
だまされないで！  
**危ない勧誘**  
悪質な業者による  
未公開株 社債 ファンド  
の投資勧誘にご注意ください

「必ず儲かります」「買い取ります」  
「投資被害を回復します」  
など、電話やダイレクトメールが  
来ていませんか？

高齢者を中心に、詐欺的な投資勧誘が急増しております。  
被害を防ぐには、日常的に接している身近な方々が変化に気づき、相談窓口につなぐことが大切です。

**迷わず相談してください**

相談窓口  
●関東財務局証券監督第1課  
**048-613-3952**  
●金融庁 金融サービス利用者相談室（平日10時～17時）  
電話（ナビダイヤル）0570-016811（IP電話・PHSからは 03-5251-6811）

（無登録業者担当・平日9時～17時）  
財務省関東財務局  
関東財務局ホームページで情報提供中  
<http://kantou.mof.go.jp/> | 関東財務局